

日本学術会議主催公開講演会

「生殖補助医療のいまー社会的合意を求めてー」



- 日時 平成20年1月31日（木）13：00～18：00
- 会場 日本学術会議講堂
- 主催 日本学術会議
- 後援 法務省、厚生労働省、日本弁護士連合会、日本医師会、
日本産婦人科医会、日本医事法学会、日本生命倫理学会、
日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本小児外科学会、
日本医歯薬アカデミー

目 次

開催趣旨	2
プログラム	3
委員会報告	4
講演 1 「医療面からみた生殖補助医療」	6
講演 2 「法制面からみた生殖補助医療」	7
パネルディスカッションについて	8
プロフィール	9

開催趣旨

生殖補助医療の在り方や生殖補助医療で生まれた子供の法律上の扱いについては、これまでも多くの議論がされていますが、最近では、明確な方向付けをするべきという声が高まっていると指摘されています。日本学術会議は、こうした状況の中、代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる様々な問題について、生殖補助医療の在り方検討委員会で審議を行っています。

本講演会は、委員会で行ってきた検討の状況を広く説明し、参加者の理解を深めていただくとともに、参加者の方々との議論を委員会における審議に活かすことを目的としています。

プログラム

- 13:00～ 主催者挨拶 鈴木 興太郎（日本学術会議副会長、一橋大学経済研究所教授）
来賓挨拶 中川 義雄（内閣府副大臣（科学技術政策担当））
メッセージ
- 13:20～ 委員会報告 鴨下 重彦（生殖補助医療の在り方検討委員会委員長、
東京大学名誉教授）
- 13:40～ 講演1 「医療面からみた生殖補助医療」
青野 敏博（徳島大学長）
- 14:10～ 講演2 「法制面からみた生殖補助医療」
大村 敦志（東京大学法学部教授）
- 14:40～ 休憩
- 14:50～ パネルディスカッション「生殖補助医療はどうあるべきか」
Ⅰ（医療・生命科学等の視点から）
コーディネータ 五十嵐 隆（東京大学大学院医学系研究科教授）
米本 昌平（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）
パネリスト 久具 宏司（東京大学大学院医学系研究科講師）
水田 祥代（九州大学病院長・教授）
吉村 泰典（慶應義塾大学医学部教授）
室伏 きみ子（お茶の水女子大学理学部教授）
Ⅱ（人文社会科学等の視点から）
コーディネータ 水野 紀子（東北大学大学院法学研究科教授）
米本 昌平（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）
パネリスト 櫻田 嘉章（京都大学大学院法学研究科教授）
辻村 みよ子（東北大学大学院法学研究科教授）
西 希代子（上智大学法学部准教授）
加藤 尚武（東京大学大学院医学系研究科特任教授）
質疑応答
- 17:50～ 総括・閉会挨拶 町野 朔（生殖補助医療の在り方検討委員会副委員長、
上智大学法学研究科教授）
- 総合司会 室伏 きみ子（お茶の水女子大学理学部教授）

委員会報告

鴨下 重彦

委員会設置の背景

生殖補助医療の在り方や生殖補助医療により出生した子の法律上の取り扱いについては、以前から多くの議論が提起されてきた。代理懐胎が大きな話題となり、その方向付けが明確にされるべきという国民の声が高まっている現状を踏まえ、平成18年11月30日付けで、法務大臣と厚生労働大臣の連名で日本学術会議会長に対し、代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる諸問題について審議が依頼された。これを受けて、平成18年12月21日に、「生殖補助医療の在り方検討委員会」が設置された。

委員会の任務

代理懐胎が生殖補助医療として容認されるべきか否か、など代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる諸問題について、従来の議論を整理し、今後の在り方等について調査審議を行なう。なお、代理懐胎の是非を判断するのではなく、国民や国会が是非を決するに当たって必要な判断材料を提供することを目指す。

委員会の設置期間

平成18年12月21日から平成20年3月31日まで
(当初は平成20年1月31日までだったものを延長)

これまでの審議の経緯

平成19年1月17日に第1回会合を開き、法務・厚労両省におけるそれまでの審議状況について説明を受けた後、委員会の審議の方針等について審議した。その後の委員会は、毎月1回、以下のようなテーマで「生殖補助医療の現状と課題」について、各委員による専門的立場からの話題提供と討論を行った。「医療面から」(第2回)、「法律面(裁判例、各国法制)から」(第3回)、「生命倫理・人権面から」(第4回)、「海外事例、裁判例、子どもの立場から」(第5回)、「生物学、学会の対応から」(第6回)。その後は「外部有識者」(第7回)、「代理懐胎の当事者」(第8回)、「生殖補助医療についての審議を行った関係者」(第9回)からのヒアリングと意見交換を行った。第10回以後は補足的なヒアリングを続けるとともに報告書の取りまとめの作業に入り、作業部会を設置し、昨1月30日まで総計15回の委員会を開催して、次頁に示すような報告書の構成(案)をまとめるに至っている。

委員会の構成員

委員長ほか13名、各人のプロフィールは12～16ページに写真、メッセージとともに示されている。なお今回の公開講演会には、長期海外出張中の佐藤やよひ委員(関西大学法学部教授)を除き、全員が出演する。

報告書の構成(案)

(※第15回委員会(平成20年1月30日開催)配布資料から作成。
本構成案は、委員会における今後の審議により変わり得る。)

はじめに

第1章 報告書の背景

- (1) 我が国における生殖補助医療の進展とその波紋
- (2) 関係省庁、関連学会などによるこれまでの検討
- (3) 日本学術会議の取組み

第2章 審議の依頼と報告事項

- (1) 検討の基本方針
- (2) 代理懐胎とは
- (3) 夫婦の精子・卵子を用いた代理懐胎の許容性
- (4) その他の生殖補助医療の問題、特に「出自を知る権利」について

第3章 代理懐胎とその許容性

- (1) 医学的・技術的側面から
 - ① 代理懐胎の医療技術としての危険性
 - ② 代理懐胎の医学的問題点
 - ③ 代理懐胎の「医学的適応」について
- (2) 倫理的・社会的側面から
 - ① 子、依頼者、懐胎者の利益
 - ② 生物学的秩序について
 - ③ 医療倫理の問題
- (3) 法規制の是非とその内容
 - ① 規制の必要性
 - ② 刑罰による法規制
 - ③ 刑罰によらない法規制の効果
 - ④ 代理懐胎の禁止と試行
- (4) 本章の結論

第4章 代理懐胎による親子関係問題

- (1) 代理懐胎による出生児の法的地位確定の必要性
 - ① 代理懐胎の許容性と出生児の法的地位との関係
 - ② 法的地位確定のための基準の必要性
- (2) これまでの判例と民法における親子
 - ① これまでの判例
 - ② 民法における親子
- (3) 代理懐胎による出生児の法的地位
 - ① 民法に基づく法的地位の確定
 - ② 法的地位の決定基準
 - ③ 外国における出生児の法的地位
 - ④ 立法の必要性
- (4) 代理懐胎試行の場合
- (5) 本章の結論

第5章 提言

むすび

講演 1 「医療面からみた生殖補助医療」

青野敏博（徳島大学長）

1. 生殖補助医療の進歩

1978年に Edwards と Steptoe が世界で初めて体外受精－胚移植（IVF－ET）に成功し、不妊症、特に両側卵管閉塞や精子減少症などの治療に飛躍的な効果をもたらした。しかしながら、配偶子（精子、卵子）および胚（受精卵）の提供や第3者の子宮を借りて夫婦間の胚を育ててもらうことも技術的には可能になり、倫理面、社会面、法律面などで大きな問題になってきた。本講演では、これらの技術を用いた場合に起こってくる各種の問題点を示し、これまでの厚生労働省や日本産科婦人科学会の対応について紹介し、終わりに現時点における実施に関して私見を述べ、皆様方の判断の材料にして頂きたいと思う。

2. 精子、卵子、胚の提供

精子の提供による体外受精は受精可能な精子がなく、かつ卵管の閉塞などの IVF－ET の適応を持つカップルが対象となる。一方、受精可能な卵子がないカップルでは第3者から卵子の提供を受けることになる。精子および卵子の双方が障害されており、胚が得られない場合に胚提供を受けることになる。

卵子を提供する場合は、①母親の形質を受け継いでいない子供の出生、②生殖年齢を超えた母親の出現、③提供者に対する過排卵刺激や採卵などの浸襲、④出生児の法的地位が定まっていない、などの問題を抱えている。

平成15年4月に出された厚生労働省生殖補助医療部会報告では、一定条件下でこれらの治療を認めるとしているが、国会審議には上程されていない。日本産科婦人科学会では倫理委員会で胚提供以外の非配偶者間体外受精を条件付きで認めているが、理事会には上程されず会告になっていない。

3. 代理出産

代理出産は妊娠、出産に耐えうる子宮がない女性において、①カップル間の精子と卵子を用いた受精卵（胚）を第3者の子宮を借りて胚移植をし、出産をしてもらう方法と、②夫の精子を健康な女性に人工授精して出産してもらう方法がある。

代理出産の場合は、①代理母の妊娠、出産に伴うリスク、②代理母の出生児への愛着、③異常児出生時の依頼人の引取拒否、④法的に依頼した夫婦間の子供にならない、などの問題がある。したがって、現時点では厚生労働省生殖補助医療部会および日本産科婦人科学会の両者とも代理出産を認めていない。しかし、代理出産を求めて米国へ渡って、本法を受ける夫婦もみられる。

以上のような状況のほか、不妊夫婦に対する心理的な配慮も必要と考えられ、現時点での非配偶者間体外受精と代理出産の実施に関して私見を述べたい。

講演2「法制面からみた生殖補助医療」

民法から見た生殖補助医療—代理懐胎を中心に

大村敦志（東京大学法学部）

民法はローマ法以来2000年近い歴史を持つ法である。民法は生殖補助医療を想定していないと言われることがあるが、そのようなことは全く珍しいことではない。一般性の高いルールからなる民法は、時代を超え国境を超えて、様々な新たな問題に対応して今日に至っている。

これからの話も、民法の有する価値や技術の体系の中に代理懐胎を置いた場合、どのような問題が現れ、どのような対応をすることになるのかという点に重点を置くことにしたい。

具体的には、個人の自由の尊重、契約の効力、親子関係の規律という3つの観点から代理懐胎について見ていく。

I 個人の自由の尊重

II 契約の効力

- 1 公序良俗違反とならないか
 - (1) 保護的公序
 - (2) 指導的公序
- 2 契約内容はどのようなになるか
 - (1) 解約の自由
 - (2) 責任の程度
 - (3) 費用と報酬

III 親子関係の規律

- 1 実親子関係
 - (1) 現在の制度
 - (2) 基本的な考え方
- 2 養子縁組の可能性
 - (1) 普通養子
 - (2) 特別養子縁組

むすびに代えて

パネルディスカッションについて

米本 昌平

生殖補助医療はどうあるべきか 討議メモ

1. 医療・生命科学等の視点から

- ・生殖補助医療（主として代理懐胎）とは何か
- ・通常の妊娠・出産の安全性（死亡率・合併症など、懐胎する女性の年齢）
- ・代理懐胎の医学的側面：体とこころの両面から
 - 代理懐胎者の子宮に受精卵を着床させるための医学的行為
 - 妊娠維持に関わる「卵子提供による体外受精」と同様の医学的問題（親子間の生物学的・蛋白レベルの強い相違による拒絶反応、早産など）
 - 高齢者妊娠
 - 代理懐胎・出産後の代理母の体とこころの問題
 - 代理母に子どもがいた場合の彼らのこころの問題
 - 代理懐胎によって出生した子どもが事実を知った時のこころの問題
 - 代理懐胎で出生した子の引き取り・養育を、依頼者が拒否した場合
 - 代理懐胎者が、出生した子を依頼者に引き渡すことを拒否した場合
 - どのような女性に代理懐胎を依頼することを認めるのか
- ・依頼者のさまざまな要望について医療関係者はどう対応すべきか

2. 人文社会科学等の視点から

代理懐胎者の契約動機

- ・有償についての是非：身体の処分を本人に許してよいのか
- ・無償の場合の問題：近親者による強制の可能性、危険を受容する自由の限界
- ・有償/無償の区別もしくは定義

法律上の親子関係

- ・法律上の親子関係と遺伝上の親子関係の相違
- ・分娩者母ルールの意義
- ・海外で代理懐胎が行われた場合の子の福祉
- ・出自を知る権利

生殖補助医療の範囲の是非を、誰が決め、どう管理するのがよいのか

日本も欧州のような生殖技術法を立法化すべきなのか

日本で認められていない生殖補助医療を海外で受けることをどう考えるか

生殖補助医療についての社会的価値との調整はどの機関が担うべきか

プロフィール

来賓

	鳩山 邦夫 (はとやま くにお) 法務大臣 衆議院議員 福岡 6 区、当選 10 回
	舛添 要一 (ますぞえ よういち) 厚生労働大臣 参議院議員 比例代表、当選 2 回
	中川 義雄 (なかがわ よしお) 内閣府副大臣 (沖縄及び北方対策、科学技術政策、国民生活、 規制改革、少子化対策、男女共同参画) 参議院議員 北海道、当選 2 回

主催者

	金澤 一郎（かなざわ いちろう） 日本学術会議会長、皇室医務主管、国立精神・神経センター名誉総長。 略歴 昭和 42 年東京大学医学部医学科卒業。筑波大学臨床医学系神経内科教授、東京大学医学部附属病院長、国立精神・神経センター神経研究所長を歴任。第 19 期日本学術会議会員。 メッセージ 日本学術会議は、法務大臣及び厚生労働大臣から代理出産等の在り方に関する審議依頼を受け、この審議ために生殖補助医療の在り方検討委員会を平成 18 年 12 月に設置しました。日本学術会議は、我が国の人文・社会科学、自然科学の全分野の約 82 万人の科学者を内外に代表する機関であり、委員会においても幅広い分野に跨る総合的観点から鋭意審議が行われています。今回の公開講演会によりご来場のみなさんの生殖補助医療に関する理解がより深まることを期待します。
	鈴木 興太郎（すずむら こうたろう） 日本学術会議副会長、一橋大学経済研究所特任教授、公正取引委員会競争政策研究センター所長。 略歴 昭和 41 年一橋大学経済学部卒業。一橋大学経済学博士。京都大学経済研究所助教授、一橋大学経済研究所教授、Cambridge 大学 Trinity College の Visiting Fellow Commoner、日本経済学会会長などを歴任。Fellow of the Econometric Society。第 18 期日本学術会議会員。 メッセージ 代理懐胎をはじめとする生殖補助医療に関しては、医学的・技術的な問題もさりながら、さまざまな個人的権利の間の対立と、個人的権利と公共の福祉の間の対立が、きわめて深刻な問題となっています。親となる幸福を追求する権利を重視する立場と、子供が自らの出自を知る権利を重視する立場が、しばしば深刻な衝突を生む可能性があることは、その典型的な一例であるに過ぎません。今回の講演会では、社会倫理、医療倫理、法学ならびに医学の専門家が、この問題を広い視野と科学的な根拠をもって議論します。ご来場の皆様に、生殖補助医療に関する包括的な理解をお持ちいただく機会となるものと、私は確信しています。

講演者

	青野 敏博（あおの としひろ） 徳島大学長、文部科学省中央教育審議会専門委員、社団法人国立大学協会理事（国際交流委員会委員長）。 略歴 昭和 35 年大阪大学医学部医学科卒業。徳島大学医学部産科婦人科学講座教授、徳島大学医学部附属病院長、徳島大学副学長、徳島大学長を歴任。 メッセージ 大学卒業以来一貫して生殖内分泌学と不妊症学を専門にしています。我が国で初めて生殖医療に関する倫理委員会が設置された徳島大学に赴任し、平成 10 年から日本産科婦人科学会の倫理委員長、引き続き学会長として生殖倫理の問題に携わってきました。また平成 12 年からの日本学術会議会員の時代には「生命科学と生命倫理に関する委員会」の委員および監事を勤めました。今回はパネルディスカッションの内容の理解を深めるために、主として精子、卵子、胚提供による体外受精および代理出産の問題について日本産科婦人科学会における検討結果を基にして私見を述べ、皆様の判断の材料にして頂きたいと思っています。
	大村 敦志（おおむら あつし） 東京大学法学部教授 略歴 昭和 57 年東京大学法学部卒業。同助手・同助教授を経て、平成 10 年より同教授。 メッセージ 生殖補助医療をめぐる法律問題に関しては、厚生労働省・法務省の審議会でも検討されてきました。本公開講演会ではそれらをふまえつつ、代理懐胎を中心に問題状況の一端を示したいと考えています。

生殖補助医療の在り方検討委員会委員

	五十嵐 隆（いがらし たかし） 第 20 期日本学術会議会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、東京大学大学院医学系研究科小児医学講座小児科教授、東京大学医学部附属病院副院長、日本小児保健協会理事、日本小児腎臓病学会理事長。 略歴 昭和 53 年東京大学医学部医学科卒業。平成 12 年より東京大学医学部小児科教授。 メッセージ 人間の死亡率は 100%です。医療は人間の世界の問題の一部しか解決する事が出来ません。医療上の問題に患者と医師が協力して立ち向かうことがとても大切です。知識ではなく智慧を大事にし、医療やそれに関連する問題に対応することが今最も求められています。生殖補助医療について、私は患者と医師との間に同意があることが全てに優先するのではないとの立場に立ちます。
	加藤 尚武（かとう ひさたけ） 日本学術会議連携会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、東京大学大学院医学系研究科 生命・医療倫理人材養成ユニット特任教授、京都大学名誉教授、鳥取環境大学名誉学長、同客員教授。 略歴 昭和 38 年東京大学文学部哲学科卒業。山形大学教養部講師・助教授、東北大学文学部助教授、千葉大学文学部教授、京都大学文学部教授を歴任。第 19 期日本学術会議会員。 メッセージ 学問のさまざまな領域をまとめ上げる仕事なので、誰が読んでもよく分かる報告書づくりを目指したい。
	鴨下 重彦（かもした しげひこ） 日本学術会議連携会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員長、東京大学名誉教授。 略歴 昭和 34 年東京大学医学部医学科卒業。自治医科大学小児科教授、東京大学小児科教授、同医学部長、国立国際医療センター病院長、同総長を歴任。第 17、18、19 期日本学術会議会員。 メッセージ 生殖補助医療の在り方検討委員会は、これまで 15 回の会合を持ち議論を重ねてきました。生殖補助医療は、医学、法律、倫理など様々な側面があり、多角的に正しく理解し、検討する必要があります。委員会においても様々な分野の専門家が、互いの知識を共有すると同時に、外部の方々のヒヤリングを通じて、議論を進めてきました。また、生殖補助医療は、医療を受ける本人だけでなく生まれてくる子が必ず関係するものであり、子は誕生前に自身の意見を言うことができないだけに特に子の福祉に配慮する必要があると考えます。本公開講演会において、委員会での検討結果をご来場の皆様にご理解いただき、さらに議論を深めたいと考えます。

	久具 宏司（くぐ こうじ） 日本学術会議特任連携会員、生殖補助医療の在り方検討委員会幹事、日本産科婦人科学会幹事、東京大学大学院医学系研究科講師（産科婦人科学）。 略歴 昭和 57 年東京大学医学部医学科卒業、東京大学医学部附属病院、日本赤十字社医療センターほか多くの病院で産婦人科診療全般に従事、平成 13 年より東京大学大学院医学系研究科講師。 メッセージ 生殖補助医療のうち第三者が関与するものについて医療の側面からの問題点は、リスクを第三者に委ねること、依頼者と受療者の利害が一致しない可能性のあること、など通常の医療の枠を超える行為である点にあります。代理懐胎については、対象者を合理的に限定することも容易ではありません。生殖補助医療が、生物の営みとしての通常の生殖行動からの偏移の著しい技術である以上、実施にあたっては広くさまざまな方面からの慎重な議論が望まれます。
	櫻田 嘉章（さくらだ よしあき） 第 20 期日本学術会議会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会委員長、京都大学大学院法学研究科教授、国際法学会理事長、国際私法学会理事長。 略歴 昭和 43 年京都大学法学部卒業。北海道大学法学部助教授、同教授、法務省法制審議会「国際私法(現代化関係)部会」部会長を歴任。第 19 期日本学術会議会員。 メッセージ 生殖補助医療については、特にその国際的展開に伴う法的紛争解決の見地から検討を行ってきたが、多分野との協力による現状の解明と抜本的な取り組みが痛感され、この度、倫理的・医学的・社会的・法的側面からの総合的な検討がなされること至ったことに大いに期待をしている。
	水田 祥代（すいた さちよ） 第 20 期日本学術会議会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、九州大学教授・九州大学病院長。 略歴 昭和 41 年九州大学医学部卒業。昭和 43～45 年英国リバプール大学付属小児病院勤務。平成元年九州大学小児外科教授、平成 16 年九州大学病院長に就任。 メッセージ 生殖補助医療は医学・法律・倫理などの面からの十分な検討が必要であり、たくさん勉強させていただいております。このような課題について何万回議論を重ねても、国民全員が 100%満足するような結論をだすことは無理だと思いますが、委員の一人として少なくとも時間と情熱をかけて討論した委員会の意見を皆さんに納得して頂けるような公開講演会にすることが使命だと思っています。

	辻村 みよ子（つじむら みよこ） 第 20 期日本学術会議会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会委員長、東北大学大学院法学研究科教授、21 世紀 C O E 「男女共同参画社会の法と政策」拠点代表。 略歴 昭和 47 年一橋大学法学部卒業、昭和 53 年一橋大学大学院博士課程単位修得。法学博士。成城大学助教授・教授を経て、現職。パリ第二大学比較法研究所招聘教授、法務省司法試験考査委員、内閣府男女共同参画会議基本問題調査会委員等を歴任。第 19 期日本学術会議会員。 メッセージ 生殖補助医療に関する従来 of 委員会等では、憲法学や人権論、ジェンダー法学等の視点に立った検討は殆どされてきませんでした。しかし、外国では憲法にこの問題が明記されるなど、リプロダクションにかかわる論点を憲法学や人権論の立場から検討することが不可欠になっています。大変難しい問題であるため容易に結論を導くことはできませんが、権利の実現や制約のあり方について理解を深めたいと思っています。
	西 希代子（にし きよこ） 日本学術会議特任連携会員、生殖補助医療の在り方検討委員会幹事、上智大学法学部准教授。 略歴 平成 11 年東京大学法学部卒業。上智大学法学部専任講師を経て現職。 メッセージ これまで、生殖補助医療について様々な分野の専門家が検討を重ねてきましたが、当事者及び当事者になりうる人の意見が反映される場は、決して多くはなかったように思います。生殖補助医療の在り方検討委員会では、従来の検討結果をふまえたうえで、当事者を含む外部の方々の御意見もうかがいながら、議論を深めてまいりました。さらに、本公開講演会では、一民法学徒として、また、まさに子を産み、育てる世代の一人として、御来場の皆様とともに、これからの生殖補助医療の在り方について考えていきたいと思っております。
	町野 朔（まちな の さく） 第 20 期日本学術会議会員、生殖補助医療の在り方検討委員会副委員長、上智大学法学研究科教授。 略歴 昭和 41 年東京大学法学部卒業。昭和 41～44 年法学部助手の後、上智大学法学部専任講師となって以降、現在まで上智大学に勤務。第 18、19 期日本学術会議会員。 メッセージ この難しい問題について合意を形成するためには、共通の基盤を見出し、対立する意見に対する賛否を表明する前に、それを理解しなければなりません。これが「社会的合意の形成」ということです。今回の公開講演会がこのような議論のルール作りに役立つことを期待しています。

	水野 紀子（みずの のりこ） 日本学術会議連携会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、東北大学大学院法学研究科教授。 略歴 昭和 53 年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、名古屋大学法学部助教授、同教授、東北大学法学部教授を経て、現職。 メッセージ 先端技術を使って子を求める「親」希望者の「権利」と自己決定、出生した子の存在とその福祉、これから生殖補助医療で創り出される子の福祉や将来の人生の重さ、そして不妊治療現場や代理懐胎者にかかる負荷とその負荷をもたらす社会的構造など、考えなくてはならない要素はたくさんあり、それらは相互に矛盾対立します。さまざまな矛盾対立する法益を調整して解答を出すのは至難の作業ですが、なんとかこの難問の答えを考えてみたいと思います。
	室伏 きみ子（むろふし きみこ） 日本学術会議連携会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、お茶の水女子大学大学院創成科学研究科/理学部教授。 略歴 昭和 45 年お茶の水女子大学理学部卒業、東京大学大学院医学系研究科博士課程修了（医学博士）。お茶の水女子大学教授、同・理学部長、同・副学長を歴任。第 19 期日本学術会議会員。 メッセージ 生殖補助医療は、医療を受ける当事者以外に、新たな生命を誕生させることを目的とするものであり、他の医療行為とは全く性質を異にするものです。何よりも、生まれてくる子が将来にわたって健やかに成長し、幸せに生きる権利を守る事が、この問題を考えるに当たって、最大限、配慮されるべきことではないでしょうか。そのためにどのような道を探るべきか、委員会では、多くの時間を費やして議論し、検討を重ねてきました。ご来場の皆様にとって、この公開講演会が、生殖補助医療とその結果として生み出される子の幸福について、より深く考えて下さる機会になることを願っています。

	吉村 泰典（よしむら やすのり） 日本学術会議連携会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、日本産科婦人科学会理事長、慶應義塾大学医学部産婦人科教授。 略歴 昭和 50 年慶應義塾大学医学部卒業。平成 7 年より慶應義塾大学医学部産婦人科教授。 メッセージ 時空を超えた絶対的な倫理というものはなく、倫理観とは時代とともに、また技術開発とともに変化するものである。しかし生殖医療において忘れてはならないことは、これら先端医療技術によって生まれてくる子どもの将来や基本的人権である。われわれ医療従事者もクライアント夫婦も妊娠を希求するあまり、生まれてくる子どもの幸福を充分に考えているとはいえない状況にある。通常の医療であれば、学会や施設内のガイドラインに従い、医師と患者が十分にコミュニケーションを図り、信頼関係を築き、インフォームドコンセントに基づいて治療を行えば問題は生じない。しかし、生殖医療においては、子を希望する夫婦とはまったく人格の異なる一人の人間の誕生がある点で、他の医療とは根本的な違いを認識することが大切である。
	米本 昌平（よねもと しょうへい） 日本学術会議連携会員、生殖補助医療の在り方検討委員会委員、東京大学先端科学技術研究センター特任教授 略歴 昭和 47 年京都大学理学部卒業。三菱化学生命科学研究室長、科学技術文明研究所長を歴任。 メッセージ これまで主に生命倫理に関する政策の国際比較をやってきました。その意図は、漠然と宗教や文化が重要と言われる「価値」の問題を考えるのに、具体的な政策を比較することで実際に社会が拠って立つ判断基準が相互にあぶりだされ、われわれが議論をし、合理的な政策案として詰めていく際の、重要な指針になりうるのではないかと思うからです。日本の現状が世界的に見てどのような位置にあるのかを探りながら、活発な議論ができるよう、お手伝いができればと思います。